

デジタルオルソ画像共同整備事業 業務委託契約に伴う
共同企業体に関する取り扱いについて

1. 目的

この取り扱いは、共同企業体の基本的要件、結成手続等について必要な事項を定めるものとする。

2. 共同企業体の性格

業務の内容や範囲毎に結成する共同企業体とする。

3. 共同企業体について

- a. 構成員の組合わせは、発注業務に対応する業務の内容や範囲の組合わせにより、業務を分担する共同企業体であること。
- b. 構成員の数及び出資比率の要件は付さないものとする。
- c. 構成員は、その分担業務毎に、担当技術者を配置するものとする。また、代表構成員は、管理技術者及び照査技術者を1名配置するものとする。

4. 共同企業体構成員の資格

鹿児島県土地改良事業団体連合会委託業者リスト及び鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録結果一覧表の測量業務（測量一般・地図調整・航空測量等）で登録されているもの。

5. 代表者の選定

代表者は、構成員において決定された者とする。

6. 共同企業体結成の方法

自主結成とする。

7. 共同企業体の届出

共同企業体の結成後、共同企業体の代表者は、次の書面を発注者に提出するものとする。

- (a) 技術提案参加申込書提出時に提出
共同企業体協定書（別紙1）
- (b) 契約時に提出
共同企業体協定書第8条に基づく協定書（別紙2）
- (c) 変更契約時に提出
共同企業体協定書第8条に基づく変更協定書（別紙3）

8. 共同企業体の資格審査

共同企業体の資格審査は、選定委員会による。

9. 存続期間等

(1) 業務の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は委託契約の履行後12月以内までとすることができる。ただし、当該期間満了後において、当該業務につき、かし担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責

めを負うものとする。

(2)当該業務につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

10. 共同企業体との契約等

共同企業体との業務委託契約は、協定書に基づく当該共同企業体との間で締結し、委託業務料の支払い、発注者の指示等、すべて代表者に行うものとし、その行為は、他のすべての構成員に行ったものとみなす。

(a) 契約書の表示

受注者 △△・□□共同企業体
代表者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 △△設計株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇 印

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 □□コンサル株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇 印

(b) 契約書中に特記すべき事項

- ① △△・□□共同企業体の構成員は、△△・□□共同企業体協定書によりこの契約書の各条項に基づき、〇〇〇〇〇〇〇業務を共同連帯して行う。
- ② 発注者は、契約金の支払い等の契約に基づく行為については、全て代表者 △△設計株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇を相手方とし、代表者へ通知した事項は他の構成員にも通知したものとみなす。
- ③ 業務の作業内容は、技術提案書に記載された内容とする。

11. その他

この要領に定めのない事項については、選定委員会において定める。

附 則

この方針は、平成26年3月13日から施行する。

(別紙1)

〇〇〇〇共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 〇〇発注に係る〇〇業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「本業務」という。）
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、△△・□□共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、令和 年 月 日に成立し、本業務の契約の履行後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 本業務を受託することができなかつたときは、共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
△△設計株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
□□コンサル株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同企業体は、△△設計株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、共同企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限は、共同企業体の代表者及び構成員とする。なお、共同企業体の解散後も同様とする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- 〇〇〇の業務範囲 △△設計株式会社
- 〇〇〇の業務範囲 □□コンサル株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△設計株式会社他○社は、上記のとおり△△・□□共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各構成員が記名押印のうえ各自 1 通を保有し、鹿児島県土地改良事業団体連合会へ申請書類として 1 通提出するものとする。

令和 年 月 日

代表者 △△設計株式会社
 代表取締役 ○○ ○○ 印

構成員 □□コンサル株式会社
 代表取締役 ○○ ○○ 印

(別紙2)

△△・□□共同企業体協定書第8条に基づく協定書(当初)

〇〇発注に係る下記業務については、△△・□□共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の価額を次のとおり定める。

記

1. 分担業務価額(消費税分及び地方消費税分を含む。)

〇〇〇の業務範囲 △△設計株式会社 〇〇円

〇〇〇の業務範囲 □□コンサル株式会社 〇〇円

△△設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務価額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各構成員が記名押印のうえ各自1通を保有し、鹿児島県土地改良事業団体連合会へ1通提出するものとする。

令和 年 月 日

△△・□□共同企業体

代表者 △△設計株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

構成員 □□コンサル株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

(別紙3)

△△・□□共同企業体協定書第8条に基づく協定書(第○回変更)

○○○○発注に係る下記業務については、△△・□□共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の価額を次のとおり定める。

記

1. 分担業務価額(消費税分及び地方消費税分を含む。)

○○○の業務範囲 △△設計株式会社 ○○円

○○○の業務範囲 □□コンサル株式会社 ○○円

2. 業務委託料の支払方法

取引金融機関名

支店名

口座番号

口座名義人

口座の種類

△△設計株式会社外○社は、上記のとおり分担業務価額及び、業務委託料の支払方法を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各構成員が記名押印のうえ各自1通を保有し、鹿児島県土地改良事業団体連合会へ1通提出するものとする。

令和 年 月 日

△△・□□共同企業体

代表者 △△設計株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

構成員 □□コンサル株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印